第３章　役員を変更する場合の手続き

１　役員変更等届出

（１）手続きの流れ

役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合は、遅滞なく所轄庁（福岡市）に変更後の役員名簿を添えて、役員の変更等届出書を届け出なければなりません。具体的には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所又は居所の異動、改姓又は改名の場合になります。

なお、市町村合併や区画変更により、住居表示が変更された場合も同様に届出が必要です。

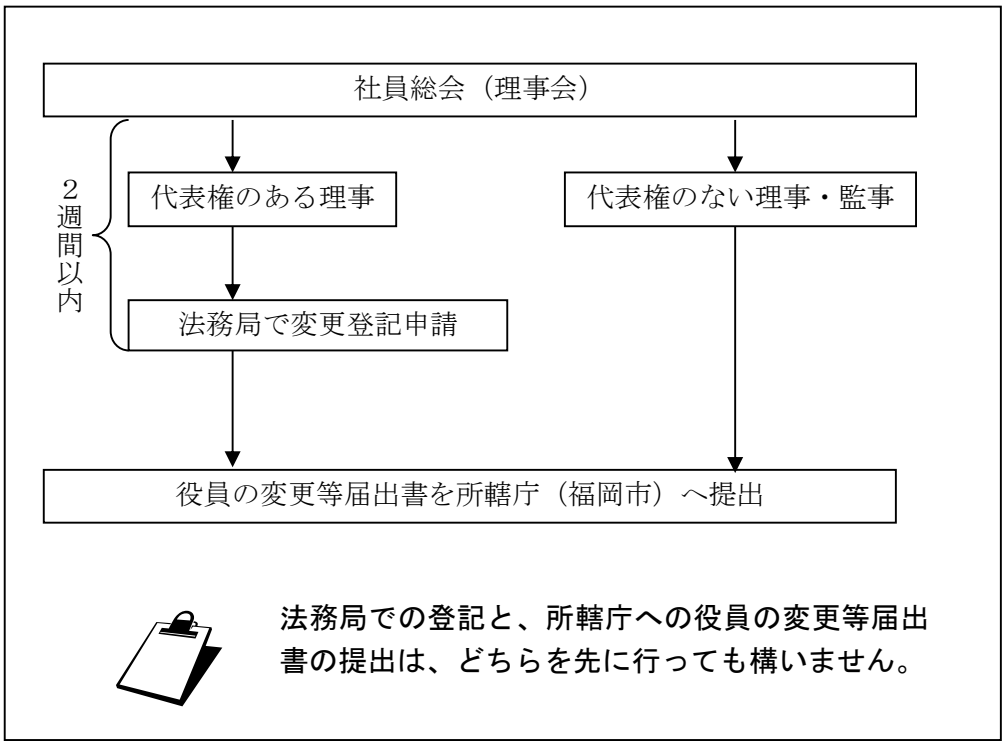

理事だった者が監事に就任した場合も役員の変更等届出書を提出するの？

提出する必要があります。

詳しくは、［Ｑ＆Ａ６］（100 ページ）をご覧ください。

理事長（代表者）が単なる理事（平理事）になった場合も役員の変更等届出書は提出するの？

提出する必要はありません。なお、平理事が理事長になった場合も、提出する必要はありません。

詳しくは、［Ｑ＆Ａ７］（100 ページ）をご覧ください。

役員の変更等届出書は、事業報告の際に１事業年度分をまとめて提出すればいいの？

役員に変更が生じた場合は、その都度、遅滞なく届け出る必要があります。事業年度終了後にまとめて提出するものではありません。

詳しくは、［Ｑ＆Ａ８］（100 ページ）をご覧ください。

（２）所轄庁に提出する書類

	提出書類	提出部数	参照ﾍﾟｰｼﾞ	備考
１	役員の変更等届出書（福岡市要綱様式第４号）	１部	４５	
２	変更後の役員名簿	２部	４９	
３	就任承諾及び誓約書のコピー	１部	５０	「新任」の場合のみ
４	役員の住所又は居所を証する書面（住民票等） 〔※６か月以内のもの。　※コピー不可。 ※個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。〕	１部	―	

注)「４役員の住所又は居所を証する書面（住民票等）」は、原則として住民票（コピーは不可）を指します。印鑑証明書や運転免許証のコピーなどは認められません。

なお、海外居住者など住民基本台帳に記録されていない方については、居住地域などで当該役員の住所又は居所を証する権限を有する官公署が発行した書面を提出する必要があり、外国語で作成されている場合は、翻訳人を明らかにした翻訳文を添付してください。

※４の住民票の添付省略を希望する場合は、３就任承諾及び誓約書に役員の生年月日を記入してください。

（３）法務局での登記

登記をしている理事に変更等があったときは、登記の変更手続きが必要です。組合等登記令に従い、主たる事務所の所在地において２週間以内に法務局での登記の変更を行わなければなりません。

監事も登記しないといけないの？

監事は登記事項ではありません。

詳しくは、［Ｑ＆Ａ９］（101 ページ）をご覧ください。

再任（重任）の場合も登記が必要なの？

代表権のある理事が任期満了と同時に同じ役職に再度選任された場合、すなわち再任（重任）の場合も、登記する必要があります。

詳しくは、［Ｑ＆Ａ10］（101 ページ）をご覧ください。

記載例

様式第４号

「提出日（郵送の場合は投函日）」を記載します。

○○年　○　月　○日

（宛先）福岡市長

主たる事務所の所在地　福岡市○○区○○丁目○番○号

定款のとおりに正確に記載します。

（フリガナ）
特定非営利活動法人の名称　フリガナ　特定非営利活動法人○○○○

代表者氏名　福岡　太郎

電話番号　○○○－○○○－○○○○

役員の変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第２３条第１項の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

「理事」「監事」の別を記載します。

「－(ﾊｲﾌﾝ)」ではなく、住民票のとおりに記載します。

記

変更年月日	変更事項	役職名	（フリガナ） 氏　名	住所又は居所
○○年○月○日	再任	理事	フクオカ　タロウ 福岡　太郎	福岡市東区○○一丁目○○番○号 ○○マンション 101 号
○○年○月○日	新任 （増員）	監事	○○　○○	・・・・・・・・・・・・・・・
○○年○月○日	辞任	理事	○○　○○	・・・・・・・・・・・・・・・
○○年○月○日	任期満了	監事	○○　○○	・・・・・・・・・・・・・・・
○○年○月○日	死亡	理事	○○　○○	・・・・・・・・・・・・・・・
○○年○月○日	改姓	理事	(旧)ハカタ　ジロウ 博多　次郎 (新)チュウオウ　ジロウ 中央　次郎	・・・・・・・・・・・・・・・
○○年○月○日	住所の異動	理事	○○　○○	(旧)福岡県○○郡○○町・・・・ (新)佐賀県○○市○○○丁目・・
○○年○月○日	住居表示の変更	監事	○○　○○	(旧)福岡県○○郡○○町・・・・ (新)福岡県○○市○○丁目・・

住居表示のみ変更となった場合は、その旨を記入します。

＜「再任」の具体例１＞　役員改選時に理事が交代したケース

・役員の人数：理事３人、監事１人

・役員任期の末日：令和元年５月 31 日

（A）が任期満了で理事を退任し、新任として（B）が理事に就任。残りの理事・監事は再任された場合。

変更年月日	変更事項	役職名	（フリガナ） 氏　名	住所又は居所
令和元年５月 31 日	任期満了	理事	○○○○（A）	・・・・・・・・・・・・
令和元年６月１日	新任	理事	○○○○（B）	・・・・・・・・・・・・
令和元年６月１日	再任	理事	○○○○	・・・・・・・・・・・・
令和元年６月１日	再任	理事	○○○○	・・・・・・・・・・・・
令和元年６月１日	再任	監事	○○○○	・・・・・・・・・・・・

＊（B）については、①就任承諾及び誓約書の写し、②住民票等を添付。

＊変更後の役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）を添付。

＜「再任」の具体例２＞　伸長規定により改選を行ったケース

・役員の人数：理事３人、監事１人
・役員任期の末日：令和２年３月 31 日（事業年度の末日と同一）
・役員任期の伸長規定あり。（平成 30 年４月 12 日に総会開催）

⇩

伸長規定により令和２年４月 12 日の総会終結時まで任期が伸長された場合。
なお、（A）は任期満了により退任。同総会で後任者（B）を選任。

変更年月日	変更事項	役職名	（フリガナ） 氏　名	住所又は居所
令和２年４月 12 日	再任	理事	○○○○	・・・・・・・・・・・・
令和２年４月 12 日	再任	理事	○○○○	・・・・・・・・・・・・
令和２年４月 12 日	再任	監事	○○○○	・・・・・・・・・・・・
令和２年４月 12 日	任期満了	理事	○○○○（A）	・・・・・・・・・・・・
令和２年４月 12 日	新任	理事	○○○○（B）	・・・・・・・・・・・・

＊（B）については、①就任承諾及び誓約書の写し、②住民票等を添付。
＊変更後の役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）を添付。

＜「任期満了＋新任」の具体例３＞　任期満了後に改選を行ったケース

・役員の人数：理事３人、監事１人

・役員任期の末日：令和２年３月 31 日

・役員任期の伸長規定なし

⇩

任期満了後に改選を行ったため、役員の任期に空白期間が生じる場合。

この場合、次期役員の任期は、令和２年４月７日から定款に定める期間（２年又は１年など）になります。

変更年月日	変更事項	役職名	（フリガナ） 氏　名	住所又は居所
令和２年３月 31 日	任期満了	理事	○○○○（A）	・・・・・・・・・・・・
令和２年３月 31 日	任期満了	理事	○○○○（B）	・・・・・・・・・・・・
令和２年３月 31 日	任期満了	理事	○○○○（C）	・・・・・・・・・・・・
令和２年３月 31 日	任期満了	監事	○○○○（D）	・・・・・・・・・・・・
令和２年４月７日	新任	理事	○○○○（A）	・・・・・・・・・・・・
令和２年４月７日	新任	理事	○○○○（B）	・・・・・・・・・・・・
令和２年４月７日	新任	理事	○○○○（C）	・・・・・・・・・・・・
令和２年４月７日	新任	監事	○○○○（D）	・・・・・・・・・・・・

＊全員について、①就任承諾及び誓約書の写し、②住民票等を添付。

＊変更後の役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）を添付。

理事の役職名を定めている場合は、それぞれの理事について役職名を記載します。

役　員　名　簿

（特定非営利活動法人〇〇〇〇）

役職名	（フリ　ガナ） 氏　　名	住　所　又　は　居　所	報酬の有無
理事長	フクオカ　タロウ 福岡　太郎	福岡市東区〇〇一丁目〇〇番〇号 〇〇マンション 101 号	有
副理事長	ハカタ　ジロウ 博多　二郎	福岡市博多区△△二丁目△△番△号 △△ハイツ 201 号	無
理事	チュウオウ　サンタ 中央　三太	福岡市中央区□□三丁目□□番□号 □□コーポ	無
理事	ジョウナン　シロウ 城南　四郎	福岡市城南区××四丁目×番×号 メゾン××	無
監事	サワラ　イツコ 早良　五子	福岡市早良区＊＊五丁目＊番＊号 ＊＊パレス 505 号	無

理事、監事それぞれ住民票のとおりに記載してください。

理事、監事総数の１/３までしか報酬を得られません。

定款のとおりに記載します。

記載例

特定非営利活動法人〇〇〇〇御中

年　　月　　日

理事・監事全員それぞれ１枚ずつ必要です。コピーを提出し、原本は団体で保管します。

就任承諾及び誓約書

住所又は居所は、住民票のとおりに記載してください(ﾜｰﾌﾟﾛ可)。

住所又は居所

（ふりがな　）

氏　　名

※住民基本台帳ネットワークの本人確認情報の利用に同意し、
住所又は居所を証する書面を省略する場合は生年月日を記載

生年月日（和暦）　　年　　月　　日生

監事の場合は「監事」と書き換える。

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第２０条各号に該当しないこと及び同法第２１条の規定に違反しないことを誓約します。

※備考欄は記載を省略しても構いません。

住民票の添付省略を希望する場合は、生年月日を記入する。

（備考）

「住所又は居所」の欄には、福岡市特定非営利活動促進法施行条例第２条第２項に掲げる書面（住民票等）によって証された住所又は居所を記載する。

特定非営利活動促進法第２０条の要件
一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
二　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
三　以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ・　特定非営利活動促進法の規定に違反した場合 ・　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合 ・　刑法第２０４条（傷害）、第２０６条（現場助勢）、第２０８条（暴行）、第２０８条の２（凶器準備集合及び結集）、第２２２条（脅迫）、第２４７条（背任）の罪を犯した場合 ・　暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
四　暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者
五　設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から２年を経過しない者
六　精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（特定非営利活動促進法施行規則第２条の２）

特定非営利活動促進法第２１条の要件
役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。 注　具体的には、理事・監事が６人以上の場合に限り、配偶者又は３親等以内の親族を１人だけ役員に加えることができる。

［　コラム　］　再任の考え方について

ＮＰＯ法では「役員の任期は、２年以内において定款で定める期間とする。」と規定されています。法人は定期的に役員を改選していかなければなりません。

法人の役員任期がどのようなサイクルで回っているのかについて把握することが大切です。

１　まずは、設立当初の役員の任期を確認しましょう

役員の任期は、法人設立時に必ず定款に規定しているはずです。そうでなければ、所轄庁（福岡市）から設立の認証を受けることができないからです。まずは、設立当初の役員の任期について考えてみましょう。

設立当初の役員の任期の初日（始まり）は、当然に「法人成立日」、すなわち、「設立登記日」になります。法務局で登記事項証明書（履歴事項証明書）を取得して、「法人成立の年月日」の欄を見ると記載されています。

では、任期の末日（終わり）はいつになるのか。これについては、ほとんどの法人が定款附則で規定していると思われます。

ここで、ある法人が定款附則に「この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成 30 年５月 31 日までとする。」と規定していたと仮定します。ちなみに、「第 16 条第１項」というのは定款本則のうち役員任期について定めた条文を指しており、「役員の任期は、○年とする。」といった表現で「２年」又は「１年」と規定していることが多いようです。

この場合、設立当初の役員の任期の末日（終わり）は、文字どおり「平成 30 年５月 31 日」になります。なかには「定款（本則）に２年と規定しているのだから、成立した日から２年が経過した日が設立当初の役員の任期の末日だ。」と思われている法人もあるようですが、「第 16 条第１項の規定にかかわらず」と書かれているとおり、「定款本則で２年と規定しているけれども、設立当初の役員に限っては（２年という期間に縛られず）文字どおり『平成 30 年５月 31 日』が任期の末日である。」ということになります。もちろん、定款附則で２年以上の任期を定めることができないことは言うまでもありません。（なぜなら、ＮＰＯ法第 24 条で「役員の任期は、２年以内において定款で定める期間とする。」と規定されているからです。）

以上のことから、設立当初の役員の任期は、定款附則に記載された「成立の日から平成 30 年５月 31 日まで」ということになります。

それでは次の役員の任期はいつからいつまでになるのでしょうか。次の役員は、定款第 16 条第１項の規定に基づき、「平成 30 年６月１日から２年間、すなわち令和２年５月 31 日まで」ということになります。そして、更に次の役員の任期は「令和２年６月１日から令和４年５月 31 日まで」というように、以降２年ごとに役員の改選を行っていくことになります。

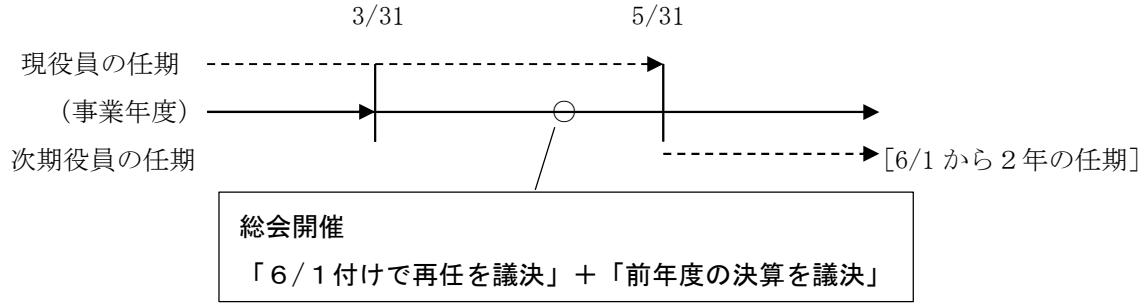

２　次に、定款に役員任期の「伸長規定」を定めているか確認しましょう

実は、１の事例は、設立当初の役員任期の末日を「事業年度の末日の２か月後」に設定している法人を想定したものになります。しかし、実際は事業年度の末日と役員任期の末日を揃えている法人もいます。具体的には、事業年度を「毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる。」と定めている法人が、設立当初の役員の任期を「成立の日から○年３月 31 日まで」と規定している場合がこれに当たります。そして、このような法人の場合、設立当初の事業年度が終了すると同時に設立当初の役員の任期も終了するということになります。

しかし、この場合、役員の選任を総会の議決事項としている法人は、事業年度が終了する前に一度総会を開いて役員の改選を行い、事業年度が終了した後に改めて決算等に係る総会を開催することになり、招集通知の発送や日程調整など事務が繁雑になってしまいます。

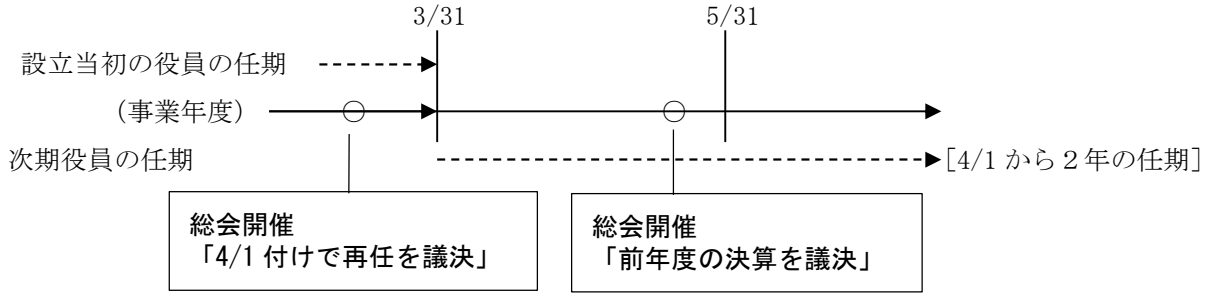

そこで、ＮＰＯ法では、役員を総会で選任すると規定している法人に限り、定款本則に役員任期の「伸長規定」を定めることができるようになっています。この「伸長規定」とは、「後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。」といった趣旨の規定を指しています。

それでは、この場合の役員の任期について考えてみましょう。まずは、定款附則で、設立当初の役員の任期を「成立の日から平成 30 年３月 31 日まで」と規定し、設立当初の事業年度の末日を「平成 30 年３月 31 日」と定めていると仮定します。この法人が定款に伸長規定を定めていて、平成 30 年３月 31 日までに役員の改選を行っていなかった場合は、次の総会が終わるまで自動的に任期が伸びることになります。そして、この総会で役員改選と決算を同時に議決できるようになるわけです。

では、次期役員の任期はいつからいつまでになるのでしょうか。伸長規定について定めるＮＰＯ法第 24 条第２項を見ると、「任期の末日後最初の社員総会が終結するまで」その任期を伸長することができると定められていますので、設立当初の役員の任期は「成立の日から（３月 31 日を過ぎて最初に開催した）総会が終結するまで」ということになります。したがって、次の役員の任期は「この総会の終結後から２年間」ということになります。もちろん、２年後の改選時に、再び伸長規定の適用を受けて任期が伸びることもあります。また、伸長規定により任期が伸びる場合は、結果として役員任期が２年を超えることになっても構いません。（ただし、この場合も際限なく伸長できるわけではないというのが法務局の見解のようです。）

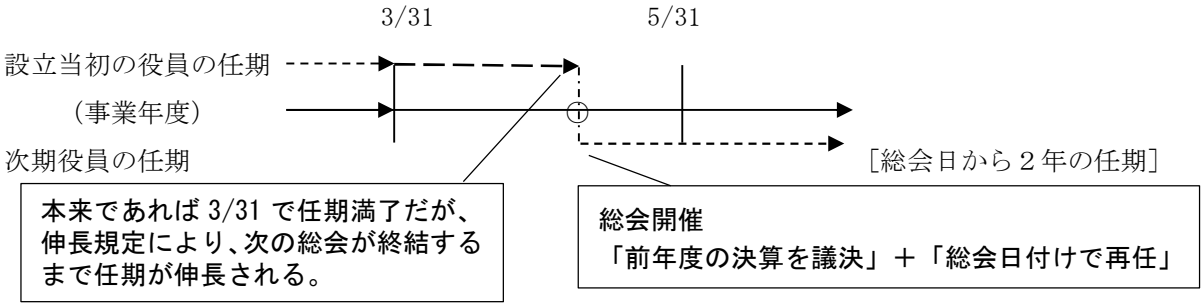

３　あとは、役員任期が満了するまでに改選（予選）を行うようにしましょう

法人の役員任期がどのようなサイクルで回っているのか把握できれば、あとは、毎回、任期が満了する前に（役員に不在の期間が生じないように）改選を行っていくことになります。

なお、任期満了前に改選を行ったとしても、次期役員の任期は現役員の任期満了後に始まります。わかりやすく言うと、任期の末日が５月 31 日の場合に、５月 25 日付けで総会を開いて改選（予選）を行ったとしても、次期役員の任期は５月 25 日（総会日）からではなく６月１日から始まることになります。（つまり、「６月１日付けで再任・新任」と議決することになります。）なぜなら、５月 31 日までは（本人が辞任したり、解任された場合を除き）当然に現役員の任期が続いているからです。

もちろん、役員任期の伸長規定を定めている場合であって、本来の任期の末日後に開かれる最初の総会で改選を行った場合は、当該総会が終結した時点で次期役員の任期がスタートすることになりますので、「総会日付けで再任・新任」ということになります。

４　役員任期が満了する前に改選を行わなかった場合の考え方

それでは、万が一、任期満了までに役員の改選を行わなかった場合はどうなるのでしょうか。ここで、「伸長規定の定めがなく、事業年度の末日と役員任期の末日がどちらも３月 31 日である法人が、同日までに改選を行わなかった場合」を例に考えてみましょう。

まず、伸長規定の定めがなければ、３月 31 日をもって役員の任期が満了してしまうので、それ以降は理事がいないということになってしまいます。仮に、その後すぐに（４月７日に）改選を行い、旧役員全員が再度選任されたとしても、４月１日に遡って就任することはできないので、「４月１日再任」や「４月７日再任」ではなく、あくまで「３月 31 日任期満了、４月７日新任」という扱いになります。

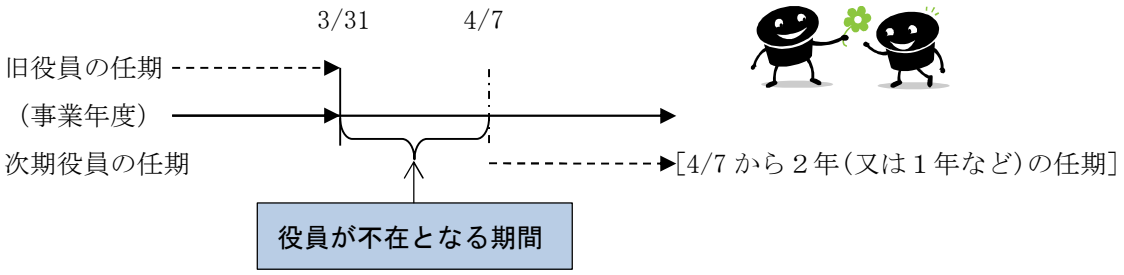

したがって、所轄庁（福岡市）に提出する役員の変更等届出書については、「任期満了」という内容と「新任」という内容の届出が必要となり、後者（「新任」）については①就任承諾及び誓約書の写し、②住民票等を添付しなければなりません。そして、次期役員の任期は「４月７日から２年（又は１年など定款で定める期間）」ということになります。（この場合の役員の変更等届出書の具体的な記載例は 48 ページ参照）

また、任期満了から役員改選の総会までに相当期間が経過している場合は、仮理事の選任が必要となることがあります。仮理事の選任については所轄庁にお問い合わせください。

注）「仮理事」とは…理事が欠け、遅滞のため損害が生ずるおそれがある場合に、所轄庁が、利害関係人の請求によりまたは職権をもって選任する「仮の理事」のことです。ここで選ばれた仮理事が社員総会を招集し、同総会において新理事を選出することになります。